

判決年月日	平成20年 5 月21日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10241号		
○発明の名称を「収納袋の排気弁」とする特許についての無効審判において，特許発明が引用例に基づいて容易に発明をすることができたものではないとした審決の判断が誤りであるとして，取り消された事例。			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

被告の上記特許のうち，請求項 1 ～ 3 につき，原告が無効審判を請求したところ，特許庁は，請求項 1 ， 3 に係る特許を無効とし，請求項 2 については審判請求不成立とする審決（一次審決。請求項 2 については確定）をしたが，被告が審決取消訴訟を提起し，かつ，訂正審判の請求をしたことに基づき，裁判所は，一次審決のうち，請求項 1 ， 3 に係る部分を取り消す決定をし，特許庁は，上記訂正審判の請求を訂正請求とみなして，改めて審理した上，訂正を認め，審判請求を不成立とする審決（本件審決）をした。

そこで，原告は，本件審決の取消しを求め本件訴訟を提起した（ただし，実質上，争ったのは請求項 1 についてだけである。）。

本件発明 1（請求項 1 の発明）の要旨は，「収納袋の一部を内外面から挟着又は融着して収納袋に装着する弁本体と，この弁本体に着脱自在に取付けた蓋体とからなり，上記弁本体の中央部に収納袋の内外面間に連通する排気孔を設けていると共にこの排気孔の上端開口部上に上記収納袋内の排気時には上動して該排気孔を解放させ，排気後には下動して排気孔を閉止する弁板を配設している一方，上記蓋体にはその中央部に吸気用孔を設けていると共に，上記蓋体から両端部が突出している操作部材を水平方向の一方側の位置へ移動操作することによって上記弁板を下方に押圧して排気孔を閉止状態に保持し，上記操作部材を水平方向の他方側の位置へ移動操作することによって弁板の上下動を許容するロック機構を蓋体の下面側に設けていることを特徴とする収納袋の排気弁。」というものである。そして，本件審決は，本件発明 1 と原告の引用した甲 1 発明（主引用発明）との間に，相違点 1 ～ 3 を認定し，このうち，相違点 1 ， 2 について，従引用例（甲第 2 号証）に記載された発明を甲 1 発明と組み合わせて本件発明 1 の構成とすることは容易ではなく，また，原告が提出した周知例は技術分野，技術課題を異にするので，当該周知技術を甲 1 発明に適用する動機付けがないなどとして，結局，相違点 3 を検討するまでもなく，本件発明 1 は，甲 1 発明，甲第 2 号証に記載された発明及び周知技術に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断したものである。

しかし，本判決は，以下のとおり，審決の相違点 2 の認定の一部を誤りとし，また，審決の相違点 1 ， 2 についての判断（争点 2 については残余の部分）にも誤りがあるとして，審決を取り消した。

「甲第 1 号証には，甲 1 発明・・・の蓋体 2 の回転操作に関し，その回転量が『数回転』

であることは記載されていない。確かに、図 1、2 と図 3 とを対比すると、基体 1 の螺刻部 1 1 と蓋体 2 の螺刻部 2 1 との相対的な位置関係の変化から、弁体 3 を下方に押圧して通風孔 5 を閉止状態としたとき(図 3)と、弁体 3 の上下動を許容する状態としたとき(図 1、2)との間で、蓋体 2 を 3 回転程度回転操作するように見えないこともないが、実用新案公告公報である甲第 1 号証の図面は、元来が実用新案登録出願の願書に添付された図面であり、このような特許、実用新案登録出願の願書に添付された図面は、明細書の記載の補助として、発明又は考案の内容を理解しやすくするために用いられるものであって、必ずしも設計図面のように詳細、正確なものではないから、甲第 1 号証の図 1 ～ 3 に係る螺刻部 1 1 と螺刻部 2 1 との相対的な位置関係の表示により、上記のように見えるからといって、そのみで、甲 1 発明が蓋体 2 を『数回転』回転操作するものに限定されるところとはできないというべきであり、そうであれば、甲第 1 号証には、甲 1 発明に関し、弁体 3 を下方に押圧して通風孔 5 を閉止した状態と、弁体 3 の上下動を許容する状態とを、蓋体 2 を『回転操作』することにより切り換える技術が開示されているに止まるものと認めるのが相当である。したがって、甲 1 発明のロック機構について、『蓋体 2 を一方向に数回転回転操作することにより上記弁体 3 を下方に押圧して通風口 5 を閉止状態に保持し、蓋体 2 を他方側に数回転回転操作することにより弁体の上下動を許容するロック機構を蓋体の下面側に設けている』とした本件審決の認定は、蓋体 2 の回転量を『数回転』と限定した点において誤りであり、この認定に基づく本件発明 1 と甲 1 発明との相違点 2 の認定も、甲 1 発明につき、蓋体 2 の一方向及び他方側への回転操作に係る回転量を『数回転』とした点において誤りがあるものといわざるを得ない。」

「本件審決は、本件発明 1 と甲 1 発明との相違点 1、2 についての判断において、『本件発明 1 は、・・・収納袋の排気弁の弁板をロック及びロック解除するに当たり、甲第 1 号証に記載された発明とは、当該弁体のロック機構はもとより、操作性においても大きく異なるものである。』と判断した・・・しかるところ、上記判断中、『操作性においても大きく異なる』との部分が、相違点 2 のうちの、甲 1 発明につき、蓋体 2 の一方向及び他方側への回転操作に係る回転量を『数回転』とした認定に基づくことは明らかであるところ、上記認定が誤りであることは上記 1 の(3)のとおりであるから、これに基づいて、『操作性においても大きく異なる』とした本件審決の判断は、当然に誤りであるといわざるを得ない。これに対し、上記(1)の本件審決の判断中、『ロック機構が異なる』との点は、相違点 1 の『ロック機構の操作部材について、本件発明 1 では、操作部材が蓋体から両端部が突出しているのに対し、甲第 1 号証に記載された発明では、蓋体 2 が操作部材でもある』との認定、及び相違点 2 の上記(1)の部分を除くその余の部分の認定、すなわち、『ロック機構の操作手段として、本件発明 1 では、操作部材を一方側の位置へ移動操作することによって弁板を下方に押圧して排気孔を閉止状態に保持し、上記操作部材を他方側の位置へ移動操作することによって弁板の上下動を許容するのに対し、甲 1 発明では、蓋体 2 を一方向に回転操作することにより上記弁体 3 を下方に押圧して通風孔 5 を閉止状態に保

持し、蓋体 2 を他方側に回転操作することにより弁体の上下動を許容するものである』との認定に係る判断である。・・・そこで、以下、この部分の判断の当否につき検討する。

・・・甲第 2 号証には、操作部材を水平方向の一方側の位置へ移動操作することにより、弁板（バルブアクチュエータ 6 1）を押圧して開放状態に保持し、他方側の位置へ移動操作することによって弁板の上下動を許容する技術が開示されているものと認められる。

・・・ポット又は魔法瓶ないし液体容器の栓の開閉機構に関し、蓋体とは別体として設けられ（参考資料 1，3，4），又は蓋体を兼ねて設けられた（参考資料 2）操作部材を水平方向の一方側の位置へ移動操作することにより、弁体を押圧して開放状態（参考資料 1，4）又は閉止状態（参考資料 2，3）に保持（固定）し、操作部材を他方側の位置へ移動操作することにより上記保持された状態を解除する技術が周知であり、その操作部材を水平方向の一方側の位置、他方側の位置へ移動操作する態様としては、操作部材の一端を回転軸として回転操作するもの（参考資料 1）、進退可能な操作部材を直線的に移動操作するもの（参考資料 2）、操作部材の中央を回転軸として回転操作するもの（参考資料 3，4）などがあること、蓋体と操作部材との関係に関しては、操作部材が蓋体の下方にあってその一端が蓋体から突出しているもの（参考資料 1）、操作部材が蓋体の上方にあり露出しているもの（参考資料 3）、操作部材が、互いに反対方向に延設されて設けられた 2 本のレバーを備え、蓋体の下方にあるものの、当該各レバーの端部がともに露出しているもの（参考資料 4 の図 8 の態様）などがあることも、本件特許出願前において周知であったものと認められる。・・・甲第 2 号証には、操作部材を水平方向の一方側の位置へ移動操作することにより、弁板を押圧して開放状態に保持し、他方側の位置へ移動操作することによって弁板の上下動を許容する技術が開示されているものと認められるところ、上記のとおり、弁体を押圧する操作部材につき各種の構造とすることが従来周知であり、弁体を押圧して開放状態に保持するものも、閉止状態に保持するものもともによく知られ、さらに、操作部材を蓋体とは別体としてその下方に設けたもの、蓋体から突出ないし露出するもの、操作部材の両端が蓋体から露出するものも周知であることを考慮すれば、当業者が、甲 1 発明における、弁板を下方に押圧して通風孔を閉止状態に保持する状態と、弁板の上下動を許容する状態とを切り換えるロック機構の構造として、蓋体を回動操作するものに代えて、一方側の位置ないし他方側の位置へ移動操作する操作部材を、蓋体とは別にその下面側に設け、当該操作部材の両端部を蓋体から突出させる構成を採用すること、すなわち、相違点 1 の『ロック機構の操作部材について、本件発明 1 では、操作部材が蓋体から両端部が突出しているのに対し、甲第 1 号証に記載された発明では、蓋体 2 が操作部材でもある』点、及び相違点 2 のうちの『ロック機構の操作手段として、本件発明 1 では、操作部材を一方側の位置へ移動操作することによって弁板を下方に押圧して排気孔を閉止状態に保持し、上記操作部材を他方側の位置へ移動操作することによって弁板の上下動を許容するのに対し、甲 1 発明では、蓋体 2 を一方向に回転操作することにより上記弁体 3 を下方に押圧して通風孔 5 を閉止状態に保持し、蓋体 2 を他方側に回転操作することによ

り弁体の上下動を許容するものである』との点に係る本件発明１の構成とする程度のこと
は、甲第２号証に開示された技術及び前記の周知技術に基づいて、容易になし得るものと
いうべきである。」